

第 8 回盛岡市・玉山村合併協議会

会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

第8回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成17年8月8日(月)午後3時

場所 盛岡市都南公民館 1階小ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

廃置分合に係る手続きについて

平成17年度盛岡市・玉山村合併協議会予算について

合併準備体制とスケジュールについて

事務事業の調整結果について

(2) その他

合併移行準備経費について

合併記念式典等について

4 閉 会

1 開 会

司会（沼田事務局次長） 定刻となりましたので、ただいまから第8回盛岡市・玉山村合併協議会を開会させていただきます。

本日は、協議会委員28名のうち26名の出席となっており、定足数であります3分の2を満たしておりますので、本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様をお願い申し上げますが、会議録作成の関係から、質疑につきましてはマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつ申し上げます。

谷藤会長 第8回を迎えました盛岡市・玉山村合併協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様には、何かとお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、盛岡市と玉山村の合併につきましては、3月12日に合併協定書の調印を行い、その後、両市村議会での議決を経て、知事へ合併申請を行い、去る7月21日に総務大臣の告示がなされ、合併に関する法的な手続きを終えたところでございます。これもひとえに委員の皆様の御支援と御協力の賜と、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

合併まで残すところあと5ヶ月余りとなりましたが、来年1月10日の新市の発足に向けた合併準備につきましては、合併協定書に基づく事務事業調整や例規の整備、電算システムの統合など、新市への移行が円滑に行われるよう両市村の職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、「廃置分合に係る手続き」や「平成17年度合併協議会予算」、「合併準備体制とスケジュール」などについて、御報告申し上げます。委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

司会 それでは、ただいまから会議に入りたいと存じます。

その前に資料の確認をいたします。本日の資料は、事前配布資料一式、合併協定書、座席表となっております。よろしいでしょうか。

それでは会議に入ります。会長よろしく願いいたします。

谷藤会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

(1) 報告事項

谷藤会長 それでは、報告第1号 廃置分合に係る手続きについて、事務局から説明願います。

佐々木事務局長 それでは、お手元の資料の1ページをご覧ください。

報告第1号 廃置分合に係る手続きについてでございます。盛岡市と玉山村の廃置分合に係る手続きについて、別紙のとおり報告します。

2ページをご覧ください。第7回合併協議会以降の経緯でございます。先ほどの会長の挨拶と重複することになりますが、3月12日の合併協定調印式において合併協定書に調印し、3月15日に両市村の議会におきまして廃置分合についての合併関連5議案が可決され、これを踏まえて3月24日に県知事へ合併申請を行ったところでございます。

県では7月4日に県議会でも可決、県知事の決定があつて、翌日、総務大臣へ合併の届出、そして7月21日に廃置分合に係る総務大臣告示がなされ、平成18年1月10日の合併が正式に決定されたところでございます。その内容につきましては3ページに掲げております。

以上のように合併協議会の開催、両市村での議決、県の手続き、総務大臣告示という流れを経まして、合併に関する法的な手続きが終了したことを報告申し上げるものでございます。

次に4ページをお開き下さい。

旧合併特例法の期限であります平成18年3月31日までの県内の合併を参考までに掲げております。県内では、平成18年3月までに9市2町の計11の新しい自治体が発足することになり、その結果、現在の58市町村から35市町村、内訳が13市16町6村でございますけれども、35市町村へと再編することとなります。また、合併の全国的な動向を見ますと、平成11年3月に3,232市町村がありましたが、平成18年3月末までには1,410市町村が減とな

り、1,822の市町村になることが総務省から発表されているところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 それでは、ただいま説明があったわけでございますが、報告に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思えます。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 報告ということですので、ご了承いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、次に報告の第2号 平成17年度盛岡市・玉山村合併協議会予算について事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、5ページをお願いいたします。

平成17年度盛岡市・玉山村合併協議会予算を定めたので、別紙のとおり報告するものでございます。

6ページをお願いします。協議会予算書でございますが、予算につきましては規程により会長が定めるということになっておりますので、今回ご報告申し上げるものでございます。

まず、歳入についてでございますが、負担金として450,000円。内訳としまして、それぞれ225,000円の負担をしていただくこととなっております。その他、諸収入、繰越金ということで、歳入合計468,000円を見込んでおります。

歳出のほうでございますが、運営費としまして468,000円。これは今回を含めまして、2回分の協議会開催費ということでございまして、歳入歳出が468,000円となっております。

次に7ページをお願いいたします。「もりおか暮らしの便利帳」及び「ガイドブック」についてでございます。これにつきましては、県の地域活性化事業調整費を活用いたしまして、当協議会事業として実施するものでございます。これにつきましては、3分の2を県から補助いただいて、3分の1を市村が負担するというものでございまして、負担金につきましては9月補正で予算措置していただく予定でございます。

事業内容でございますが、まず「もりおか暮らしの便利帳」でございます。これまで盛

岡市では隔年で発行しておりまして、主に転入者を対象にして配布しております。今回は平成18年1月の合併により、玉山村の住民の方々は窓口サービスや各種手続きに変更が生じるということがございますので、玉山村の方々が合併後も支障なく市民生活が営めるように、各種の届出や制度などを掲載した「もりおか暮らしの便利帳」を作成するというものでございます。作成主体は市の広聴広報課。配布対象は、玉山村の全世帯、市の方は転入者あるいは希望者という予定でございます。配布時期は合併時となっておりますが、1月1日の広報と一緒に配布したいということで、合併前を目標にしております。作成部数は30,000部と想定しております。

それから、「ガイドブック」でございますが、これにつきましては、玉山村地域では合併により住所表示が変更となります。ここに例示されておりますが、こうした形で変更になりますので、住所表示の変更にかかる手続き等について、わかりやすくまとめた「ガイドブック」を作成するというものでございまして、玉山村の住民の方々の不安を少しでも解消したいというものでございます。住所表示の変更によりまして、職権で行われるものとか、自分で届出が必要なものとか、そういったものをお示ししたいと考えております。作成主体は、玉山村の総合政策室ということでございまして、配布対象は玉山村の全世帯、配布時期は合併前を予定しております。作成部数は4,500部という内容でございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいまの報告第2号につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

協議会の予算と、合併前にもりおか暮らしの便利帳とガイドブックを市民の方々にお届けして、合併後に支障の無いようにするというものでございましたが、ただいまの報告は特によろしいでしょうか。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、引き続き、報告第3号 合併準備体制とスケジュールについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 8ページをお願いいたします。

報告第3号 合併準備体制とスケジュールについて別紙のとおり報告するものでございます。9ページに合併準備体制の資料を載せておりますので、これによりましてご説明い

たします。

今回の合併につきましては当協議会で昨年度協議を行いまして、その調整方向、内容について、決めていただいたわけですが、合併後の新市におきまして各事務事業を円滑に執行するために、合併協議会で決めていただきました協定を踏まえまして、事業執行に必要なすべての事項について洗い出しまして調整をすすめるということでございます。体制につきましては資料のとおりでございます、2市村の首長会議、その下に合同会議。そして、専門部会、事務局という内容で調整を行っているものでございます。具体的にはグループ会議、専門部会で決めた調整方向につきまして、合同会議で確認するというのでやっております、合同会議は今まで2回開催しております。

次に10ページをお願いします。合併準備の全体スケジュールということで、具体的に説明いたしたいと思います。

合併の法手続きについては事務局長が説明しましたように、7月21日で法的な手続きが終了しております。それから予算関係についてご説明いたしたいと思いますが、合併移行準備経費につきましては2市村で負担するというので、負担割合につきましては、財政規模によるということですのでそれぞれ負担しているということです。6月補正では電算システム統合経費について計上しております、その他については今回9月補正で計上する予定としております。移行準備経費の内容につきましてはその他の方でご報告申し上げたいと考えています。

平成18年度の予算編成でございますけれど、予算編成につきましては市長の権限となりますが、予算編成作業は合併前までには終わらせなければならないこととなりますので、財政部会で秋までに新年度の予算編成方針を作成しまして、両市村の各部課等に示しまして、それに基づいて予算編成を行うことになるものでございます。

平成17年度の予算・決算でございます。合併が1月10日でございますので、1月9日をもって玉山村の収支は打ち切りになり、玉山村の村長が決算するというふうになります。それを取りまとめ、新市市長に引き継ぐということになります。1月から3月の玉山村の未執行分については、盛岡市が引き継いで補正をして執行するという形になるものでございます。

それから、組織についてでございますが、市と玉山総合事務所の合併後の事務分掌について、現在取りまとめを行っておりますので、その後調整をしながら整理をしていく予定でございます。合併協定書の地域自治区の設置等に関する協議書の趣旨を踏まえまして決

めていくというスケジュールになっております。

電算システムの統合につきましては、昨年度電算統合の計画書を作りましたので、それに基づきまして、現在、盛岡市のシステムに統合することを基本に、作業中でありまして、1月10日滞りなく統合して事務に支障がないというふうに進めてまいりたいと存じます。

事務事業の調整については、報告第4号でご説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま、報告第3号につきまして説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、引き続きまして、報告第4号 事務事業の調整結果について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、11ページをお願いいたします。

報告第4号でございます。事務事業の調整結果について、別紙のとおり報告するものでございます。

昨年度合併協議会で協議した合併協定項目、皆さんのお手元に協定書をお配りしておりますが、62項目ございます。そのうち、一部の項目については合併時までに調整するというので、はっきりした方向付けがなされていない部分のあるものが11項目ございます。今回事務レベルの調整の中でもそれらについても具体的に検討しておりますので、今回そのうち調整の方向が確認されたものについて3項目報告するというものでございます。それに加えまして、事務レベルでの調整項目が約900項目ございますので、今回はその内から、住民の方々の生活に関係する身近な行政サービスの項目について、調整が図られたものを併せて報告するものでございます。

協定の項目で調整の方向がはっきりしないものということで、お手元の合併協定書で説明しますと、例えば、14ページをご覧いただければと思えます。25-24都市整備事業という項目がございます。(12)「緑化推進」については合併時に再編するということになっておりますけれど、(11)では合併時に盛岡市の例により統合すると方向性が出ております。

(12)「緑化推進」では合併時に再編するというようにはっきりしておりませんので、こういったものについて今回、具体的に調整したものについて報告するというものでございます。

それでは12ページをお願いいたします。この合併準備事務調整表に従いましてご説明いたします。いくつか区切ってご説明いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。25-9、25-24、25-30の3つの区分が合併協定書に載っているもので、今回具体的に調整したものでございます。

まず、保健事業の相談・教室の関係でございますが、これについては妊娠や出産後の健康管理、あるいは子育ての悩み相談という内容でございます。両市村、母子手帳の交付とか母親教室、育児教室等々を実施しているものでございます。協定書では「合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する」という内容でございましたが、調整表にこれらの相談については、現行どおりということで、現在市村でやっている相談について合併後も引き続き継続するという内容でございます。ただ 周産期保健相談ということで、いわゆる電話相談の関係でございますが、これは盛岡市では保健センターでやっております、助産師とかが相談を受けるものですが、これについては盛岡市のやり方に統合するという調整方向にしてございます。

それから、次は都市整備事業でございますけれど、緑化推進という区分につきまして、これについては、盛岡市で生けがき設置費補助とか、まちの木・通りの木設置費補助とか、フラワーバスケット設置費補助といった民有地を緑化する場合の補助がありますが、これについて合併時に再編するという方向がございましたが、これは盛岡市の既存の補助制度や支援制度を継続して、玉山村の地域も対象とすることで調整するという内容でございます。それから、公園愛護会については、合併後5年を目途に盛岡市の例により統合を図るということで、盛岡市のほうでは公園愛護会ということで地域団体の方々に公園の維持管理をお願いしておりましたので、そういった形を、玉山村の地域も5年を目途にやっていくという内容でございます。

それから、次の13ページでございますけれど、中央公民館の名称でございます。協定書では、「中央公民館については、盛岡市の中央公民館を中央公民館とし、ほかの館は名称を変える」という内容でございましたが、今回の調整によりまして、現在の玉山村の中央公民館を「盛岡市渋民公民館」に名称変更するという内容で調整が整っているものであります。

以上でございます。

谷藤会長 現在のところまでの説明があった部分につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

今まで方向性が出ていなかった部分について事務レベルで協議してまいって、こんな形でどうだということがあったわけですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 全体としては、周産期の保健相談を含めて住民の皆さんの利便性が高まるような形にするということと、緑化推進につきましても同じように利便性が高まるようにするという。玉山村中央公民館を盛岡市浜民公民館へ名称を変更するというところまでご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 はい、ありがとうございます。

藤原事務局次長 それでは、引き続き、14ページの広報紙についてまでご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

盛岡市の総合計画の見直しについてでございます。これについては、それぞれ盛岡市、玉山村に総合計画があるわけですが、平成18年3月に市の総合計画の基本構想の一部変更を行うということでございます。これは、合併によりまして、新市建設計画とのすり合わせ、目標人口等でございますけれど、そういった一部すりあわせが必要ということで、変更するというので、調整が整ってございます。

それから、辺地総合計画でございます。これについては、現在玉山村で平成13年から17年の、5年間の計画を終了いたしますので、引き続き平成18年度以降の辺地総合計画については、平成17年12月までの間、両市村が協議の上、計画を策定し、平成18年3月市議会で議決を得るという方向でありまして、県とも協議を行ったものでございます。ちなみに、辺地債につきましては100%の充当、80%の交付税措置というものになってございます。

それから、14ページでございます。広報紙についてでございますが、盛岡市では月2回発行、玉山村では月1回発行となっておりますけれども、合併時から市の例により統合ということになります。ただ、玉山地区の方々へは1月15日号から配布するというふうになっ

てございます。当分の間玉山区のコーナーを設けるということでございます。広報たまやまは1月号までとするという調整になってございます。

企画部会の関係はここまでございます。以上でございます。

谷藤会長 それでは、企画部会の関係ということで、説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、総合計画と、辺地総合整備計画が平成17年度までですので平成18年度以降も計画を策定し、平成18年3月の市議会で議決を得ることですり合わせたということで、その他は広報の関係ということで、その辺はご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、事務局。

藤原事務局次長 次は住民生活部会の関係についてご説明申し上げます。税務証明手数料から火葬場・斎場までの3つについてご説明申し上げます。

まず、14ページ、税務証明手数料の関係でございますが、これについては、資産証明手数料について、証明書1枚につき300円とするという調整方向でした。ただ、証明書の様式でございますが、盛岡市については証明書1枚につき、5筆3棟までという様式になっておりますし、玉山村では、11筆6棟ということになっておりまして、様式が異なっております。そういったことで、合併後は証明書1枚につき300円とする。ただし、玉山村地区の資産を含む場合は、経過措置として合併年度及びこれに続く5年度は10筆6棟までを300円とする。盛岡市の様式で証明書2枚まで300円とするというものでございます。3枚目からは300円加算となりますけども、そういったことで調整が整っているものでございます。

15ページの行政連絡員でございますが、盛岡市は地区担当員、玉山村は行政連絡員となっております。これについては、合併時に行政連絡員を盛岡市の地区担当員に統合いたしまして、現地区担当員の業務内容とするという方向で調整が整っているものでございます。

火葬場・斎場についてでございますが、盛岡市は直営で盛岡市火葬場ということで対応

しております。それから、玉山村では、一部事務組合ということで、岩手・玉山斎場ということで対応しております。合併後も現行どおりとするということで、岩手・玉山環境組合へ盛岡市も加入するということになります。使用料の関係でございますが、盛岡市の火葬場については玉山村地区の方々も無料で使えるという形になるわけでございますが、岩手・玉山環境組合の火葬場につきましては、玉山村地区の住民以外の市民は管外という取扱いになるという調整の方向でございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいままでの説明につきまして、ご質問、ご意見。はいどうぞ。

寺口委員 玉山の寺口と申します。

15ページの行政区の取扱いの行政連絡員についてでございますが、玉山村では行政連絡員と申しておりますが、盛岡市では地区担当員と。名前が変わるだけならいいんですが、実は玉山村では1自治会1行政区という形で、自治会の中に総務部というのがございまして、その総務部長が行政連絡員を兼ねているというのが実態な訳でございます。従いまして、行政連絡員の報酬は、自治会運営費補助金というのを村から出してもらっているが、その内から自治会が行政連絡員に報酬を支払っている。従いまして、39の自治会ごとに行政連絡員の報酬の額が違うわけで、今度担当員になった場合に、こうした扱いがどうなるのか、その報酬をどこで支払うようになるのか、明確なお答えがあれば教えて下さい。

沼田事務局次長 村の場合は今寺口委員さんがお話になったとおりでございますけれど（行政連絡員には、村から非常勤特別職としての報酬のほか、自治会から自治会運営費補助金の一部が行政連絡員報酬として支払われている。）盛岡市の場合は、報酬を直接市のほうからいただいております。月額基本額なり、世帯割というのも決まっております。ですから、合併後はこの表のとおり村の行政連絡員が地区担当員になるという調整方向になっておりますが、合併時の平成17年度から当面は現行どおりということで行きます。報酬の統合の時期につきましては、協議中でございます。

谷藤会長 はい、どうぞ。

寺口委員 そういたしますなら、地区担当員というのは、自治会とは関係なくなるという訳ですね。

沼田事務局次長 関係なくなるのではなくて、今現在も玉山村の非常勤特別職として行政連絡員が任命されておりますので、それと同じ考え方にはなるようでございます。行政

連絡員としての任命は今までどおり、非常勤特別職として任命していく。ただ、報酬の関係につきましては、自治会に対する補助金の中に含まれているということで、そこから支払いをいただいているということで、ここが盛岡市とは違う部分でございます。自治会からの報酬ではなくて市からの報酬に変わるということでございます。

寺口委員 報酬についてはわかりました。

今まで行政連絡員も自治会から推薦をして、任命しているわけですが、その辺については、自治会は関係なく盛岡市からの委託ということになりますか。

沼田事務局次長 それは同じ考えのようでございます。盛岡市の場合も、町内会から推薦を受けて任命しているということで、同じ考え方になります。

谷藤会長 ほか、ございますでしょうか。

よろしいですか。特に無いようでございますので、ご了承いただいたものとさせていただきます。それでは次。

藤原事務局次長 はい、16ページのほうになりますけども、環境部会の関係についてご説明いたしますので、資源集団回収事業報奨金から17ページの不法投棄対策までご説明したいと思います。

まず、16ページの資源集団回収事業報奨金の関係でございますが、協定内容は合併時に盛岡市の例により統合するということになっておりますが、盛岡市の場合は年間3回以上回収を実施した団体に報奨金を交付するという内容になってございます。玉山村では年間1回以上実施した団体が対象になっているということで、回数が異なっております。ということで、調整方向としては、18年度は1回以上実施する団体を奨励金の対象とし、19年度は2回以上、そして20年度は3回以上実施する団体が報奨金交付の対象とするという激変緩和による調整方向になっております。

次に、きれいなまち推進協議会でございます。これは盛岡市のきれいなまち推進員により組織されるものです。これは、町内会から推薦を受けて委嘱されるものであり、非常勤の特別職となりますが、これについては、玉山村には制度がございませんので、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編するという調整でございまして、ごみのだし方とか分け方、あるいはごみ集積所の設置とかそういったことを住民の方々に周知指導を図るといった役割でございます。

17ページ、不法投棄対策でございます。これについては、廃棄物不法投棄監視員の設置

というものでございます。合併時は現行どおりとし、合併翌年度から玉山村地区の3地区、巻堀、渋民、玉山・藪川の3地区に廃棄物不法投棄監視員4人を置くということで調整方向がなっております。

環境部会は以上でございます。

谷藤会長 ただいま環境部会に関わるることについて説明がありましたが、ご質問、ご意見。はいどうぞ。

寺口委員 玉山の寺口でございます。きれいなまち推進員を玉山村の場合、39自治会に1人置くということでございますが、現在の玉山村の自治会には推進員というものが、総務、保健、福祉、産業、教育と5つの推進員があるわけで、もう1人加われば6人の推進員ということになりますが、合併後もこのままになるわけですか。玉山村では村の非常勤特別職ということで推進員がなっているわけですが、合併後どうなるわけでしょうか。

沼田事務局次長 玉山村の推進員の関係につきましては、今協議を進めているわけでございますけど、推進員の数を縮小するというところで話し合われているところでございます。きれいなまち推進員については新たに加わる部分になります。以上でございます。

寺口委員 いずれ、現在の推進員についてはこのままであるか、どうなるか決まっていなと、こうゆうわけで、新しく1推進員が加わると解釈すればいいわけですね。

沼田事務局次長 機能していない推進員ですか、これについては、統廃合についても検討しましょうということですね。いずれ、縮小ということで考えておりますけれど、ただ、玉山村の実態があるものですからそれらと調整を図りながら再編しましょうということにはなっています。それから、きれいなまち推進員については新たなものということで推進員を設けることにはなっております。それ以外の部分、玉山村でいいますと教育推進員とか産業推進員については、検討して、これを削減というかなくす方向で話し合っております。以上でございます。

谷藤会長 ほか、ございますでしょうか。はいどうぞ。

工藤定幸委員 さきほど、きれいなまち推進員、きれいなまちというのはちゃんとしたまちづくりでは。私12ページの方の花いっぱい運動とかがきれいなまちづくりで、ごみの集積場所とかは決まっているんだから、ちゃんとしたまちづくりということで、今いろいろお話を聞いていて、あれと思いましたので。ちゃんとした管理というのは、今はきれい

なまちづくりで、その前にちゃんとしたまちづくりをしなければならないと思いますけども。そこらへんをひとつ。

藤原事務局次長 ちゃんとしたまちづくりということで、そういうことも含めまして、きれいなまち推進員を合併翌年度から再編し、そういった形で今後もやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

谷藤会長 はいどうぞ。

村井委員 村井でございます。今、きれいなまち推進員という扱い方があって、玉山村では自治会に所属しておるということで、名称はなんと言っているのでございますか。それを教えて下さい。

沼田事務局次長 きれいなまち推進員、推進員の関係と玉山村の自治会の関係を言いますと、玉山村では衛生組合との関係が深いと私は見てました。各自治会から衛生組合長が集まった衛生組合連合会で、村内の環境問題に取り組んでいるということです。以上でございます。

村井委員 盛岡ではきれいなまち推進員なんですけどね、変わる前は衛生班長とおっしゃったんですよ。玉山村で今やっておられるような運営の仕方だったんだろうと思うんですけど。だから、きれいなまち推進員が盛岡の場合はごみの減量を推進しようという活動がまだ弱いんですけども、実際問題、ごみ集積場所の整理整頓で人が腐心しておるんですよ。なもんですから、私どもはこれは合併してからかなと思っていただけのことで、きれいなまち推進員は玉山のやり方に若干手直しを含めて、盛岡の方も変えてもらえないかなと思うんですよ。というのはですね、町内会に所属させた方が、まちづくりの目的の一部となる。これをきれいなまち推進協議会という組織を置くものだから、これは役人と同じで縦割りなんですよ。町内会との連携プレーというのが無いんですよ、ほとんど。そして、問題を処理するところに悩んでいるわけですがね。これは見直していかないと。私は自分で町内会長をやり、きれいなまち推進員をやらざるを得ないような町内の環境に変えてしまったわけですよ。このきれいなまち推進員との流れに分かれてしまって。むしろ玉山方式に私は今のやり方を見直してもらいたいということの提言しておきます。考え方はわかりましたけども。

佐々木事務局長 ただいまの件でございますけれど、合併協議の内容はこのままで行かせていただきまして、組織があるわけですから、その場でこれは検討していただくという

形で、合併の部会へ持ち帰らせていただきたいと思います。

寺口委員 玉山の寺口でございます。ついででございますので一言申し上げますが、都市整備事業の中にある玉山村の花いっぱいコンクール、これは39自治会で運営しまして、コンクールというところで自治会で、花いっぱいということをやっております。私から言えばこの花いっぱいもきれいなまちづくりの方に属するのではないかなと思ったりしているわけですが、ごみを投棄する、それをしないできれいにすることもきれいなまちづくりとも解釈するわけですが、きれいにするにはごみ問題もあり、あるいは環境問題もあるのではないかと思います。いずれ自治会では、さっき申しました花いっぱいコンクール、あるいは、その他にまだ女性部とか出納部とかもある。総合的に目を通したいろいろなことをやっております。ごみ収集場についても、ごみ収集場所や収集問題を各自治会でつくってやっておりますので、この新しい推進員もそうしたところに属するのではないかなと私なりに感じたところでございます。それからもう1つ、不法投棄対策についても地域で事業として取り上げて、啓蒙運動などをやっております。

谷藤会長 ほか、ございませんでしょうか。それぞれ、いろいろ取組んでいる状況でございますけれど、もう一度部会の方に持ち帰りまして、検討させていただくということにしたいと思いますのでよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、次に進ませていただきます。

藤原事務局次長 17ページをお開き下さい。都市整備部会の関係でございますが、まずは、I G R通学定期補助の関係でございます。これについては、J Rの定期料金に比べまして、I G Rの定期料金の方が高くなっているということで、玉山村では通学定期利用者に対して、その差額の一部を補助しておりますので、これを、玉山村地区においては合併後も継続するものであり、通学定期運賃上昇額の2分の1を補助するという調整方向でございます。

それから、区画整理でございますけれど、市村に補助制度あるわけでございますが、補助額が異なっているという内容でございます。それから、固定資産税の減免についても盛岡市では、区画整理区域内において固定資産税の軽減措置がございますが、玉山村では軽減措置が無いという現行の制度になってございます。それで、補助制度については、合併

後5年を目途に再編するという方向でございます。ただ、現在施行中の地区の固定資産税の減免は、終了まで現行制度を適用するという方向になっております。それから、今後施行予定地区の減免については、合併後5年を目途に再編していくという方向でございます。

都市整備部会は以上でございます。

谷藤会長 ただいま都市整備部会の関係の説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご質問、ご意見がありましたら、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 はい、ありがとうございます。それでは先に進ませていただきます。

藤原事務局次長 18ページをお願いいたします。最後になるわけですが、教育部会の関係です。

成人式でございますが、盛岡市は開催日が成人の日、玉山村は原則として8月15日のお盆の時期ということでやっておるわけでございますが、対象者が盛岡市の場合はその年度に20歳になる人たちを対象としてお祝いをしておりますけれども、玉山村の場合は、前年度に20歳になった方々を対象にしてお祝いをしているということで、開催日と対象者が異なっております。それで、調整内容でございますけれど、平成18年度から盛岡市の例によって統合すると。ただ、調整が必要になりますので、玉山村では、平成17年度は8月14日と1月3日の2回成人式を開催して、合併前に盛岡市のサイクルに合わせる方向になってございます。

図書館の名称については、玉山村の村立図書館は「盛岡市浜民図書館」に名称変更すると、それから、歴史民俗資料館についてはですね、名称を「盛岡市玉山歴史民俗資料館」とすると。管理運営は現行のまま盛岡市に引き継ぐという調整方向で整っております。

教育部会は以上でございます。

谷藤会長 教育部会の関係について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたら。

成人式の方も違いがある部分を調整するという、特に今年度は8月14日と来年の1月3日の2回開催するという、サイクルを合わせるように持っていきたいと。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 はい、ありがとうございます。それでは特にないようでございますので、報告事項は以上で終了させていただきたいと思います。

それでは(2)の「その他」に移ります。はじめに、「その他」の 合併移行準備経費について事務局から説明願います。

(2) その他

東藤総括副主幹 それでは資料の19ページをご覧くださいと思います。

先ほど合併準備の全体スケジュールの中でも触れましたけども、合併に伴いまして、必要となる準備経費のうち、電算システムの統合に係る経費につきましては、市村の6月補正予算で計上しているところでございます。

今回御説明いたしますのは、9月補正予算として検討しているものでございますが、項目といたしましては、「議場などの施設改修」や「施設看板の表示変更」、「職員の徽章・名札」、「市旗」、「校旗、校章旗、消防団旗」、「公用車の表示変更」のほか、「封筒や諸用紙、パンフレットなどの印刷物」、「その他」といたしまして、合併記念式典に係る経費などを予定しているものでございます。

なお、資料に掲げております内容につきましては予算要求段階のものでございまして、今後予算査定のうち、市村の9月議会で御審議いただくことを予定しているものでございます。

以上でございます。

谷藤会長 これら、これからいろいろ合併移行に伴って準備経費がかかってくるわけですが、それぞれの自治体でこれからご審議いただいた上で決定になりますが、項目としてもっと何かあるんじゃないかとか、そういったことも含めて何かお気づきの点があれば、いただきたいと思いますが。金額とか含めてこれからということでございますけれど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 はい、ありがとうございます。それでは、次に「その他」の 合併記念式典等について事務局から説明願います。

東藤総括副主幹 資料の20ページをご覧くださいと思います。

合併記念式典と祝賀会の概要につきまして、現在検討しております内容をご説明いた

したいと思います。

1の記念式典でございますが、名称につきましては、「盛岡市・玉山村合併記念式典」といたしまして、趣旨は、「平成18年1月10日に盛岡市と玉山村が合併し、新県都の創造に向けて新たな一步を踏み出すことを祝し、式典を挙げる」という趣旨でございます。日時は、「合併施行日の1月10日午後3時から」、場所は、「盛岡市民文化ホールの大ホール」を予定しております。合併の当日は、玉山総合事務所の開所式ですとか、事務引継ぎなども予定されておりますことから、記念式典につきましては、午後3時からとしているものでございます。招待者数につきましては、都南村との合併ですとか、市制100周年の式典などを参考といたしまして、約1,200人程度を予定しております。

また、内容といたしましては、オープニングアトラクション、式辞、来賓祝辞、来賓紹介、アトラクションなどを予定しております。オープニングアトラクションといたしましては、玉山村の風景ですとか、そういった合併記念のビデオ上映ですとか、あるいは、アトラクションとして、市村の伝統芸能のご披露であるとか、あるいはソプラノ歌手であり、盛岡みちのくふるさと大使でもあります細江紀子さんと児童の皆さんによる「合併ソングの合唱」などということも検討しているものでございます。

次に、2の祝賀会でございますが、名称は、盛岡市・玉山村合併記念祝賀会といたしまして、日時は記念式典と同日の午後5時を予定しているところでございまして、会場につきましては、ホテルメトロポリタン盛岡本館あるいはニューウイングなどを予定しているというようなことでございます。招待者数につきましては600人程度、内容といたしましては、アトラクション、挨拶、祝辞、鏡開き、乾杯、万歳三唱などを検討しているものでございます。これらの具体的内容等につきましては、今後さらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま、合併記念式典、そしてまた、祝賀会に関する部分についてたたき台というか、事務局案が示されておりますが、何かこの流れの中でいろいろご提案があれば、例えば、それぞれの特色ある芸能関係を含めて。

本山委員 招待者数の絞り込んだ1,200人とか600人というのはどこら辺が対象で絞り込んだか。

藤原事務局次長 招待者数の1,200人ですが、具体的にまだ絞り込んでおりません。ここに書いてる方々が対象になるだろうと考えておりますが、今後盛岡市と玉山村の事務レ

ベルで協議していく予定でございますので、よろしく申し上げます。

谷藤会長 はい、どうぞ。

村山委員 盛岡の村井ですが、やっぱり1,200人呼んでてからに、祝賀会には半分におろす。これ公表されたらみんなおかしく思うんだよ。だまって1,200人でいいんじゃないの。70%出席率見て位ならいいんだけど、実際公表するときは同じ人数にしておかないと、何で差をつけるのかと、かえって批判されるんだよ。少し金かかっても、私は合併の祝賀会だから、全員呼ぶという、こうゆうことにね、腹の大きいところ見せなさいよ。

藤原事務局次長 わかりました。祝賀会についてですが、市民感情や社会通念上のこともございますので、基本的には会費制というふうに考えてございます。いろいろとご意見を頂きながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

谷藤会長 いずれ、まだ具体的にどこから何名とか、そこも含めていろいろ対応させていただきたいと思っております。

ほか、ございますでしょうか。それでは、今まで様々ご意見いただいた部分もこれから事務方の方で参考にさせていただきながら、詰めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、皆様からその他で何かございますでしょうか。この機会に。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 事務局から何か。

それでは特に無いようでございますので、この辺で会議を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

4 閉 会

司会 これをもちまして、第8回盛岡市・玉山村合併協議会を終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。閉会とさせていただきます。

午後 4時12分